

令和7年度

最上町 住宅支援 パンフレット

「住宅リフォーム支援事業」申請受付期間

令和7年4月2日(水)～4月10日(木) ※土日除く

■ご利用の条件

- ・「自ら所有し、自ら居住する住宅」または「空き家を購入または相続・贈与で取得して居住する住宅」であること(“自ら所有”を“2親等までの親族が所有”と読替えることも可)
- ・住宅に居住する全員について国税、地方税、国民健康保険税、介護保険料及び上下水道料金等の諸税に滞納がないこと

■ご利用上の注意

- ・補助金の申請は、必ず工事着手前に行うこと(工事完了後の申請は受付できません)
- ・補助金は申請受付日から期日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき1回の交付です

※申込みが予算額を上回った場合は抽選で決定します

受付期間終了後、申請件数が予算額を上回った場合には、4月11日(金)に抽選を行います

申請件数が予算額に達しなかった場合は4月11日(金)以後予算の範囲内で提出順に受け付けます

持ち家リフォーム支援

○住宅リフォーム工事

(令和7年4月2日以後の申請・着工～令和8年2月27日まで完了報告の提出ができる工事)

	最上町住宅リフォーム支援事業	
対象世帯	全ての世帯(移住・新婚・子育て世帯以外)	移住・新婚・子育て世帯※1
補助率・補助金額	工事費の20%(上限24万円)	工事費の1/3(上限30万円)
施工者	施工者が県内に本店又は主たる事務所を有する大工・工務店等であること	
要件工事	「基準点表」(右のページ)の要件工事の点数の合計が10点以上となる工事 (工事費50万円未満の場合は5点以上)	
補助対象工事費	要件工事と一緒に行うリフォーム工事の工事費総額 ※システムキッチン交換、屋根の改修・塗装、畳替え等の工事費を含めることができます	

※1:対象世帯

移住世帯	令和2年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内の世帯
子育て世帯	平成19年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

※2:併用住宅については、居住部分のみが該当となります

※3:補助金の入金 は費用総額の支払い後となります

住宅新築支援

○住宅新築工事

(令和7年4月2日以後の申請・着工～令和8年3月31日まで完了報告の提出が出来る工事)

	最上町新築住宅支援事業	
対象世帯	全ての世帯	
補助率・補助金額	工事費の5%(上限50万円)	
施工者	施工者が町内に本店又は主たる事務所を有する大工・工務店等であること ※施工に必要な木材調達も町内に本店又は主たる事務所を有する業者となります	
要件工事	下記省エネ工事要件のいずれか2つ以上に該当する工事 ①断熱材の使用、②二重窓、ペアガラスの設置、③太陽光発電設備の設置 ④木質エネルギーの暖房設備の設置、⑤その他、環境配慮型の住宅附属品の設置	

基準点表 ※長さ、面積、体積を単位とした基準点の計算は、単位に満たない端数を切り捨てて算定した後の合計となります

令和7年度 最上町 工事内容確認表(チェックリスト)					
様式 1-1		※「数量」の表示単位未満は切り捨て			
区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
寒 さ 対 策 ・ 断 熱 化	1-1	「やまがた省エネ健康住宅」の認証を受けた改修工事	10 点/工事	_____ 工事	_____ 点
	1-2	外部に面する住宅の開口部に以下の基準を満たす建具を設置する工事 ①外窓交換 熱貫流率(W/㎡・K) 3.5以下 ②内窓設置 複層ガラス入りの内窓を設置する工事	5 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	1-3	熱交換換気システムを設置する工事	4 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	1-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に 以下の基準を満たす断熱材を使用する工事 ①屋 根 熱抵抗値(㎡・K/W) 4.6以上 ②天 井 熱抵抗値(㎡・K/W) 4.0以上 ③外 壁 熱抵抗値(㎡・K/W) 2.2以上 ④床 熱抵抗値(㎡・K/W) 3.3以上 ⑤土間床等の外周部分の基礎壁 熱抵抗値(㎡・K/W) 1.7以上	2 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	1-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
バ リ ア フ リ ー 化	2-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	2-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	2-3(2)	浴槽をまたぎ高さを低くする工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-3(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-3(4)	身体洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	2-4(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-4(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1)	長さ100cm以上の手すりを取り付ける工事	2 点/m	_____ m	_____ 点
	(2)	長さ100cm未満の手すりを取り付ける工事	2 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事			
	(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち 並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	(2)	(1)以外の部分の段差を解消する工事	5 点/㎡ 又は 2 点/箇所	_____ ㎡ _____ 箇所	_____ 点 _____ 点
	2-7(1)	住宅の出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-7(3)	戸に戸車その他の開閉を容易にする器具を設置する工事			
克 雪 化	イ	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	ロ	出入口の戸を吊戸方式に変更する工事	5 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	ハ	イ及びロ以外のもの	2 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を 滑りにくいものに取り替える工事	1 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	2-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	3-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、 次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	(2)	雪止めを設置又は取り替える工事			
		雪止め施工延長(累計) 5m未満	5 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
		〃 延長(累計) 5m以上	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	(3)	固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	5 点/階	_____ 階分	_____ 点
	3-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、 次のいずれかに該当するもの			
	(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事(例:瓦屋根を金属屋根に改良するなど)	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
材 果 使 産 用 木	4	住宅に県産木材を使用した工事	2.5 点/0.1㎡ (0.1㎡未満切捨て)	_____ ㎡	_____ 点
合 計					_____ 点

木造住宅耐震診断・改修支援

○木造住宅耐震診断

(令和7年4月2日以後の申請・着工～令和7年 11 月 30 日)

	最上町木造住宅耐震診断補助事業
対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建住宅 在来軸組工法による木造平屋建て又は木造 2 階建て住宅 ※高床式(基礎高 1.5m以上)住宅は対象外
補助金額	耐震診断及び耐震改修計画作成費用の 90%※1
施工者	最上町木造住宅耐震診断士名簿に登録された者

※1:耐震診断及び耐震改修計画作成費用

診断内容	費用総額	補助金額
耐震診断及び耐震診断評価点 1.0 以上の耐震改修計画を作成	150, 700円 (184, 800円)	135, 000円 (166, 000円)
耐震診断のみ	103, 400円 (137, 500円)	93, 000円 (123, 000円)

()内は診断する住宅の図面がない場合の図面作成費用となります

※2: 他の支援メニューと同様に、補助金の入金は費用総額の支払い後となります

○木造住宅耐震改修

(令和7年4月2日以後の申請・着工～令和7年 11 月 30 日)

	最上町木造住宅耐震改修補助事業
対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 4 項に規定する確認を受けて着工された木造住宅 耐震診断の結果(評価点)が 1.0 未満の木造住宅 ※高床式(基礎高 1.5m以上)住宅は対象外
補助率・ 補助金額	1/2・上限 120 万円
施工者	施工者が県内に本店又は主たる事務所を有する大工・工務店等であること
要件工事	あらかじめ耐震診断を受け、改修工事後に耐震評価点 $I_w=1.0$ 以上とする耐震改修

○減災対策工事（簡易耐震改修、部分耐震改修、防災ベッド・耐震シェルターの設置等）

(期間:令和8年2月 27 日まで完了報告の提出が出来る工事)

対象世帯:全ての世帯 補助率:工事費の80%(上限30万円)

要件工事:住宅内に防災ベッド・防災シェルターを設置する工事

施工者:県内以外の業者も可

※あらかじめ耐震診断を受け、耐震性がないとされた住宅が対象となります

このパンフレットに関するお問い合わせは

最上町役場 建設水道課 住宅水道室 TEL:0233-43-2015(直通)